

## 災害時における災害情報等の放送に関する協定書

新庄市長 山尾 順紀（以下「甲」という。）と新庄コミュニティ放送株式会社  
代表取締役 小関 淳（以下「乙」という。）とは、災害時における災害情報等の  
放送について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、新庄市内において地震災害、風水害、その他の災害（以下  
「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、災害情報等  
を市民等に対し、適切に伝達することを目的とする。

### （放送要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して  
速やかに災害情報等を提供するとともに、放送の実施を要請することができる。

### （放送要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して災害情報等の放送を要請するときは、次の各号に掲げる項  
目を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭  
により要請できるものとし、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送をする内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

### （放送の実施）

第4条 乙は、甲からの放送要請に基づき、速やかに放送し、市民等への情報伝達に  
努めるものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請に基づく乙の放送に関する費用は、乙が負担するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 要請及び協力者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責  
任者は放送局長とし、甲の連絡責任者は防災主管課長とする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が  
誠意をもって協議のうえ対応する。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までと  
する。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がない  
場合は、協定期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1  
通を保有するものとする。

令和3年10月1日

甲 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市

新庄市長

山尾順紀



乙 山形県新庄市本町5番3号  
新庄コミュニティ放送株式会社

代表取締役

小関淳

